



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定(三件)……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………  
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………  
…(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更及び廃止……………  
…(同)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定……………  
…(同)…
- 指定試験等機関の指定の取消し……………  
…(下水道局)…

告示

●東京都告示第千六十号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

置の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月十三日  
東京都多摩建築指導事務所長  
伊藤 達也

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)
昭島市緑町三丁目二千四百二十七番一及び同番四の各一部、二千四百三十五番一並びに同番三及び同番四の各一部	平成二十三年六月二十九日	延長 九・五〇 幅員 四・〇〇 転回広場面積 九〇・七五	

●東京都告示第千六十一号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月十三日  
東京都多摩建築指導事務所長  
伊藤 達也

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
東村山市久米川町二丁目十二番十一、同番五十六及び同番百九の各一部	平成二十三年五月三十一日	延長 三四・九五 幅員 五・〇〇	

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
小金井市桜町二丁目四百九十七番十七及び同番十八の各一部	平成二十三年五月十六日	延長 二一・〇三 幅員 四・〇〇	

●東京都告示第千六十二号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月十三日  
東京都多摩建築指導事務所長  
伊藤 達也

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
東村山市久米川町二丁目十二番十一、同番五十六及び同番百九の各一部	平成二十三年五月三十一日	延長 三四・九五 幅員 五・〇〇	

●東京都告示第千六十三号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

◎東京都告示第千六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区扇橋一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

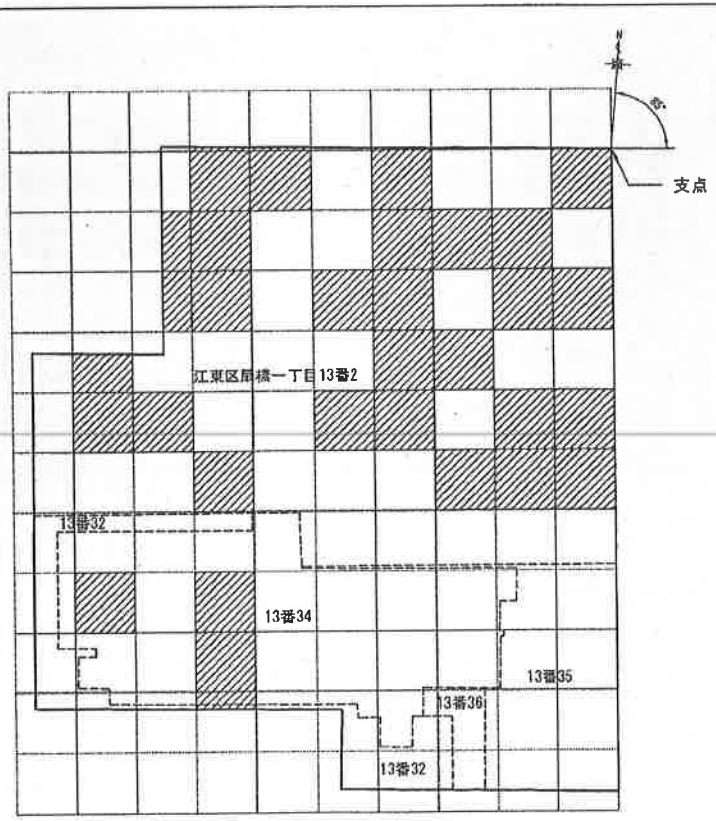
別 図

支 点

支点は、江東区扇橋一丁目13番2の最北端とする。

格子の回転角度 85度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



凡 例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区境界線
- 筆界

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....一
- 建築基準法による一団地の区域.....(都市整備局市街地建築部建築指導課).....一
- 建築基準法による一定の一団地の区域(同).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件).....(同).....三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(同).....五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....六

告示

●東京都告示第千三百五十一号  
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交

通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 三 測量の区域 葛飾区及び江戸川区各地内
- 四 測量の期間 平成二十四年六月二十一日から同年十二月十四日まで

●東京都告示第千三百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区東伊興二丁目、東伊興三丁目、東伊興四丁目、西保木間四丁目、梅島二丁目及び梅田七丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十四年八月二十四日から平成二十五年二月十八日まで

●東京都告示第千三百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
 対象区域の地名地番 認定年月日  
 板橋区向原三丁目千二百七十七番一 平成二十四年八月二十三日  
 及び三千九十八番一
- 二 認定計画書の縦覧場所  
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
 対象区域の地名地番 認定年月日  
 文京区大塚五丁目十六番一、同番二並びに同番十一、同番十二及び同番十四の各一部、同番十五から同番二十まで並びに同番二十一及び同番二十三から同番二十六までの各一部、同番二十七、同番二十八並びに十八番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四及び同番五の各一部、十九番並びに二十番
- 二 認定計画書の縦覧場所

●東京都告示第千三百五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千六百十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区扇橋一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

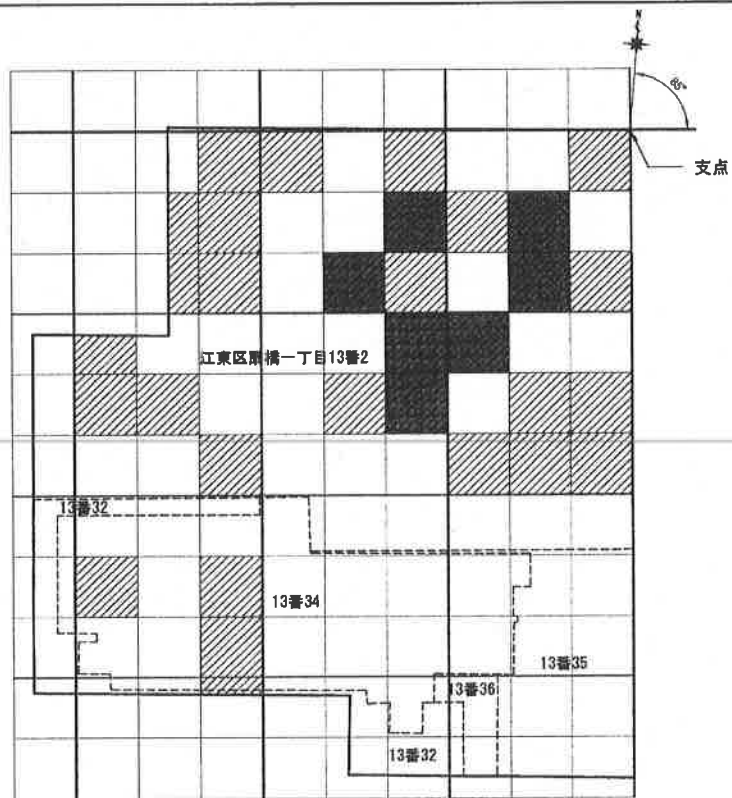
別 図

支点

支点は、江東区扇橋一丁目13番2の最北端とする。

格子の回転角度 85度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



凡 例

- 調査対象地
- 平成23年東京都告示第1065号により指定した区域
- 単位区画境界線
- 界界
- 平成23年東京都告示第1065号による指定を解除する区域